

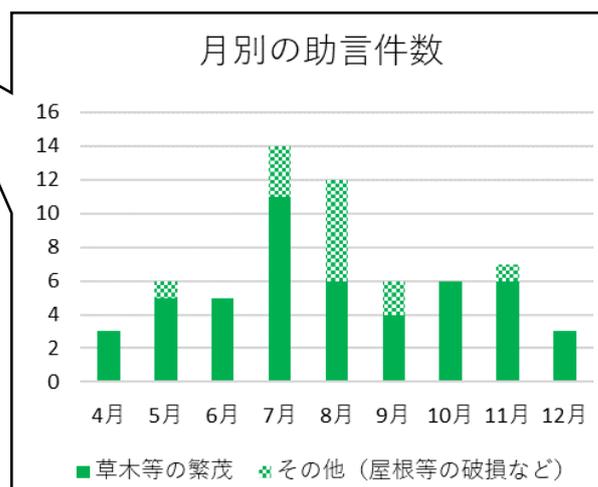
令和 5 年度における空家等対策の状況について

1. 空き家所有者に対する指導等について

近隣住民等からの相談により、空き家所有者に指導等の連絡を行った件数

助言（法第 12 条）	52 件
指導（法第 14 条）	3 件
勧告（法第 14 条）	5 件

※令和 5 年 12 月時点



2. 空き家に関する各制度の実績について

- 危険空き家除却補助金：1 件

阪南市危険空き家除却補助金交付要綱にて定める不良度の判定基準において、各評価点の合計が 100 点以上のものが交付対象となる

【除却前】



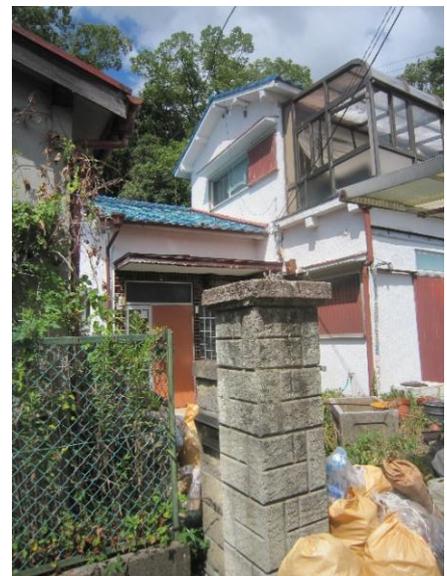
【除却後】



- 空き家の除却に係る土地の固定資産税減免制度：4件
建物を除却すると、住宅用地特例が解除され、土地に係る土地の固定資産税及び都市計画税が上がるが、最大3年間住宅用地特例が適用された額で据え置く制度

3. 空き家バンクと空き家利活用相談会の状況について

- 空き家バンク
空き家所有者と空き家利用希望者をマッチングさせる制度
現在の登録件数 空き家所有者：1件 空き家利用希望者：12件
1件成約予定
【空き家バンク 物件写真】



- 空き家利活用相談会
大阪府宅地建物取引業協会泉州支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部と協定を結び、2ヶ月に1回空き家相談会を実施している